

重要!

# 平成23年4月1日からの キャリア形成促進助成金 ◆内容変更のお知らせ◆

労働者のキャリア形成を効果的に促進するために職業訓練などを実施する事業主を支援する「キャリア形成促進助成金」について、平成23年4月1日から助成内容を以下のように変更いたしました。助成メニューのいくつかは廃止になっていますので、ご了承ください。

## 訓練等支援給付金

- 1 年間職業能力開発計画に基づき、従業員に職業訓練を受けさせる場合に、その経費や賃金の一部を助成します。

| 助成メニュー    |        |             | 中小企業        | 大企業         |
|-----------|--------|-------------|-------------|-------------|
| 通常の労働者を対象 | OFF-JT | 賃金・経費助成【注①】 | [助成率] 1 / 3 | なし          |
|           | OJT    | 実施助成【注②】    | 1時間当たり 600円 | なし          |
| 非正規労働者を対象 | OFF-JT | 賃金・経費助成【注①】 | [助成率] 1 / 2 | 1 / 3       |
|           | OJT    | 実施助成【注②】    | 1時間当たり 600円 | 1時間当たり 600円 |

注① 経費助成の1人1コース当たりの限度額は、1コースの訓練時間が300時間未満の場合は5万円、300時間以上600時間未満の場合は10万円、600時間以上の場合は20万円。

注② 大臣認定等を受けた訓練に限る。限度額は40万8千円。

- 2 中小企業事業主が、従業員の自発的な職業訓練などの受講を支援する制度を整備した場合に助成します。

| 支援内容                      | 助成内容               | 助成率   | 制度導入の奨励金（3年以内） |          | 利用促進の奨励金（3年経過後） |
|---------------------------|--------------------|-------|----------------|----------|-----------------|
|                           |                    |       | 制度利用者が初めて出た場合  | 利用者1人につき | 利用者増加分1人につき     |
| 受講料などの経費を負担する制度を設けて支援する場合 | 負担した経費の1 / 2       | 1 / 2 | 15万円           | 5万円      | 2万円             |
| 職業能力開発のための休暇制度を設けて支援する場合  | 受講時間中に支払った賃金の1 / 2 | 1 / 2 | 15万円           | 5万円      | 2万円             |

### ご注意

上記2（自発的職業能力開発の支援）の助成メニューの一部と「職業能力評価推進給付金」、「地域雇用開発能力開発助成金」は廃止しました。

※「中小企業雇用創出等能力開発助成金」の助成内容に変更はありません。